

土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果公表について

1 趣旨

都において、土砂災害防止法に基づき、がけ崩れなどの土砂災害から都民の命を守るため、本年度末に行う土砂災害警戒区域等の指定に向けて、主として自然斜面を有する斜面を対象にした基礎調査の結果を平成 28 年 9 月 29 日に公表したので、内容を報告する。

2 基礎調査の概要

傾斜度が 30 度以上の土地の区域で高さが 5 メートル以上のもの（以下「急傾斜地」という。）で崩壊等のおそれがある土地について、地形、地質、利用状況等に関する机上及び現地調査を行った。

3 土砂災害警戒区域等の種類

(1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域とする。

(2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域とする。

居室を有する建築物を建築する際には構造規制がある。

4 基礎調査の結果（指定を予定する区域）

大塚、目白台、関口、音羽、小日向、春日、千駄木、弥生、湯島、本郷の各一部地域

(1) 土砂災害警戒区域 15 か所

(2) 土砂災害特別警戒区域 11 か所

区域は別紙「オルソ区域図」のとおり。※オルソ図…航空写真を修整したもの

5 指定に伴う区の主な対応

(1) 警戒体制・避難体制の整備

(2) ハザードマップ、セルフチェックシート等による警戒避難に必要な情報の周知

(3) その他の対策の検討

6 今後のスケジュール

- 平成28年11月 調査結果に関する都から区への意見照会
庁内検討会の立ち上げ
定例議会（調査結果の報告）
- 12月 都による住民説明会
〔 12月12日（月）文京総合福祉センター 午後・夜間 各1回 〕
〔 12月14日（水）文京区民センター 午後・夜間 各1回 〕
- 平成29年1月 調査結果に関する区から都への意見回答
- 3月 都による土砂災害警戒区域等の指定